

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和2年1月28日)

開催日及び場所			令和元年12月6日（金曜日）政策統括官第2会議室		
委員			荒川 穂（法人参与） 野口和秀（公認会計士） 大森啓子（弁護士）		
審議対象期間			令和元年7月1日～令和元年9月30日		
審議対象案件			164 件 うち、 1 者応札案件4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件1件 (抽出率3%) (抽出率 20 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 - %)		
抽 出 案 件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	3 件 うち、 1 者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		指名競争	2 件 うち、 1 者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		随意契約（企画競争・公募）	0 件		
		随意契約（その他）	0 件		
	(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等	
			別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし 		
[これらに対し部局長が講じた措置]					

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等 （第48回 令和元年12月6日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 書庫の購入【整理番号 164】 ○今回の一般競争参加資格を、C等級、D等級にしたというのは、書庫の予算額を踏まえての判断だと思うが、この予算額は予定価格とはまた別な考えで競争入札を実施するものなのか。また、等級の判断も含めてお聞きしたい。 ○予算額の設定は、実際に商品も特定した上で、その価格はどれぐらいになるのかというのを調べて設定をしているのか。 ○今回、D等級の業者数が少数だったので、C等級も含めたということだが、どの程度、少数ない場合にその枠を広げるのか、何か、目安となるものはあるのか。 ○参考見積もりをとる業者について、今回のC等級、D等級の業者とはまた別のところに依頼をしているのか。	○書庫の購入の契約について、一般競争入札で実施し応札者が3者であった。 一般競争参加資格の設定について、予算額を踏まえた競争参加資格ではD等級となるが、D等級の販売者数が少ないことから、農林水産省の物品・役務等の契約事務取扱要領の規定に基づき、直近上位のCを含めた、CとDの等級を本案件の競争資格参加者とした。 ○書庫の予算は、購入を依頼する原局がっており、契約の手続きを行う官房に対して、購入対象となる書庫の予算額を示し、官房において購入希望の書庫の契約手続きの際に、予算額の範囲内で予定価格を決定している。 その際、一般競争参加資格の設定について、予定価格300万円未満の調達をするD等級では販売者数が少ないことから、1500万円未満のC等級も一般競争参加資格に含めたところである。 ○書庫の規格も購入する原局で定め、また、予算額についても、業者からの参考見積り等の聞き取りによって定めて、それを官房の調達部署に依頼している。 ○特に、そういう目安というのはないが、やはり幅広く参加していただくためにもそうした。 実際に今回の入札に関しても3者のうち2者がC等級で1者がD等級だった。 ○当該入札説明書を公告期間中に配付しているので、説明書を取りに来た業者に参考見積もりを依頼という形でお願いした。

○今回調達した物品は、一般的に市販されているもので、特注ではないのか。 特注でないとする、価格は分かるのか。 ○当該物品がどれくらいの割引率かというのは、他省庁や過去の購入実績を調べれば分かるのか。	○一般に市販されているもので、カタログに定価と一緒に載っているものである。 ○今回の購入物品は過去に購入実績がなく、又、数量や購入時期によっても割引率は変わってくるため、他の物品購入における過去の実績を見ても判断は困難である。
2 精米工場におけるカツオブシムシ類の発生調査請負業務【整理番号3】 (業務概要) ○この業務は、当該落札者以外だと難しい作業になるのか。 ○契約の相手方が、この件以外で4者になっているが、こういう検査を行う会社、業者というのは、限られているのか。 ○中国側検査官の派遣と、このカツオブシ類のこの業務とは関係しているのか。	○中国に米を輸出するに当たって、中国の検疫条件に3種のカツオブシムシ類が発生していないことが求められており、これに基づいて、精米施設の指定に必要なトラップ調査の経費を、一部、国が支援している事業である。 中国の米市場は日本米のニーズが見込まれており、中国向けの輸出拡大を図る観点から、指定に必要な中国側の検査官の派遣について要請をしていくことになる。 当該契約は一般競争契約で、応札者が1者であった。 ○今回、同時に16工場を対象に入札を実施し、この抽出対象案件を含め1者応札となった工場が何カ所があるが、入札全体では5者が参加している。それぞれ、工場との地域性や普段の付き合い等により、1者となったのではないかと考える。 ○入札に参加する会社が、最近では5～6者となっている。 ○事業としては直接的には関係ない。 このトラップ調査をやることによって、中国側に指定をされるための候補のリストに入るということになる。 そのリストに入るために、トラップ調査に係る経費負担の一部を支援する事業であり、当該リストに基づいて中国側の検査官が見に来るという流れになっている。

○トラップ調査は、指定を受けた後も継続的に行うものなのか。 ○「トラップ調査の概要」によると調査期間は、1年間と書いてあるが、例えば7月から始まったら、次の年の7月までの1年間、調査をしなければならないのか。 ○1者応札が多かったということで、具体的な改善策のところに調査会社や精米工場がどういった状況になれば入札に参加しやすいのか、環境確認をして検討をすると記載されているが、具体的に、何か検討等は進んでいるのか ○これまでの指定された実績は何箇所か。	○調査自体は継続するが、国の補助は、指定を受けた時点で終了となる。 ○国の契約・支払いは年度内（3月）ということであり、1年間のうち、年度を越える残りの期間については自己負担でやっていただくことになる。 ○現在検討中である。 ○過去10年間で3件であり、実際に米を輸出している。
3 令和元年産 政府備蓄米買入契約【整理番号32】 (業務概要) ○国へ売渡す米の品種は。	○備蓄米は、10年に一度の不作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準として、適正備蓄水準を100万トン程度として運用している。 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の売却を行わない棚上備蓄を実施している。 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン程度を買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として売却している。 備蓄米の買入れは、年間の米穀の取扱量が100トン以上の者を要件として一般競争入札で行った。第4回入札の応札者数は39者。 ○米穀の品種は、飼料用向けの多収品種を除く主食用品種（農産物規格規程に掲げる産地品種銘柄）を買入れている。

○入札仕様書にある契約単価の等級間格差とはどういうことなのか。 ○最終的に不落となる場合、落札残数量は持ち越されていくことになり、結局、年間21万トンに届かなかったということが起こるのか。	○契約価格は、1等米の単価で契約を行う。2等で引渡す場合は600円/60kg、3等で引渡す場合は1,600円/60kgを契約単価から差し引く。 ○従来6月までの入札だが、令和元年産においては8月末まで延長して11回の入札を行い、落札数量18万5千トンで終了した。
4 輸入麦買入委託契約 食糧小麦アメリカ産DNS【整理番号49】 食糧小麦カナダ産1CW【整理番号54】 (業務概要) ○銘柄欄に記載されているダーク・ノーザン・スプリングの14.0%とは何の比率か。小麦粉でいうと何に該当するのか。 ○備蓄米の買い入れのように、年間通じて、大体、いつ頃（何月から何月）に買うということが、麦の場合はあるのか。	○国は食糧法に基づいて、外国産麦を国家貿易により計画的に、主にアメリカ、カナダ、オーストラリアの3カ国から輸入している。 輸入に当たり、輸出国における麦の買い付けから、我が国所定の引き渡し場所へ搬送するまでの業務と、その他付随する業務を輸入商社に委託する契約を結び、実際の輸入を行っている。 国が麦を輸入委託する者として、安全かつ良品質な輸入麦の安定供給を確保する観点から、一定の資産・信用、経験等の要件を満たし、契約が確実に履行できる能力を有すると判断した輸入業者を競争入札の有資格者としている。 原則、毎月複数回、有資格者に対して指名競争入札を実施し、その落札者と委託契約を締結している。 今回の契約案件は、食糧小麦アメリカ産DNS（3万4,068トン）、カナダ産1CW（3万4,910トン）の買付け、本邦輸入港引渡場所への搬送で応札者数はそれぞれ8者。 ○粗たん白含有率の最低限度である。強力系の小麦粉となり、主な用途はパン用となる。 ○製粉業者等実需者から提出されるため、通年で毎月、入札を行っている。

○契約の方法で、即時販売方式と売買同時契約方式（SBS 方式）の2種類あるが、今回の契約方法は、即時販売方式か。また、件数的にどちらの契約方式が多いのか。 ○SBS 方式を導入したのは何故か。 ○SBS 方式では備蓄は関係がないのか。	○今回審議頂いている契約は、即時販売方式である。一般輸入方式とも呼ぶが、需要が多く、製粉業者等実需者からの要望がある銘柄についてこの方法で入札を行っており、量的には圧倒的にこちらの方が多い。 ○平成17年に開催された食料・農業・農村政策審議会等の場において、「今後の麦政策のあり方」について議論が行われ、実需者の多様なニーズに対応できるようにするとの観点から、一般輸入方式以外に新たにSBS方式を導入する方向性が示され、平成19年よりSBS方式が導入された。 ○即時販売方式同様、備蓄の対象になっている。
--	---

（注）予定価格が類推される内容は除いています。